

ミリバンドのコーポレート・ガバナンス論について

小松 敏弘★

The Corporate Governance theory of Miliband

by

Toshihiro KOMATSU

Abstract

Miliband points out through his theory about the modern capitalist state that it is two-faced in its class-suppressing and mitigating functions. In other words, he presents an extremely important concept of the relative autonomy of the modern capitalist state. Then how does Miliband analyze the capitalist corporation which has affected the development of the capitalist state? The capitalist corporation in itself is in fact included in the object of his analysis. We can find an equally insightful consideration in his theory as in today's corporate governance theories.

Miliband's corporate analysis can be summarized as follows: The corporate governance was often said to be the governance for shareholders. But he says that it has always been the case with no exception. On the other hand, he suggests in his theory that the modern corporation has an aspect of managerial capitalism which assumes social responsibility and contributes to public interest.

第1章 はじめに

ミリバンドは西欧を代表する有名なマルクス主義政治学者であり、彼が分析する現代資本主義国家論が長年注目されてきていた。彼の現代資本主義国家論は、階級抑圧機能だけでなく、緩和機能を有しているという二面性の指摘であった。つまり、国家の相対的自律性という極めて重要な概念の提示であった。それでは、資本主義国家に影響を与えている資本主義企業自体は、どのように分析するのか。この領域へのスポットがあたっていなかったように感じられる。しかし、ミリバンドは資本主義企業をきちんと分析の対象に据えている。そこには、今日のコーポレート・ガバナンス論に相当する議論をみることができる。政治学ではあまり考察されてこなかったコーポレート・ガバナンス論がそこにはある⁽¹⁾。

本稿では、ミリバンドの資本主義企業に対する分析を通して、ミリバンド流のコーポレート・ガバナンス論を明らかにしたいと考えている。まず、ミリバンドの現代資本主義企業に対する分析、次に、現代のコーポレート・

ガバナンス論の紹介、最後に、ミリバンドの資本主義企業分析を、現代のコーポレート・ガバナンス論から読解、解釈を試みることにしたい。

第2章 ミリバンドの現代資本主義企業の分析

ミリバンドは『現代資本主義国家論』（1969年）のなかで、資本主義企業について分析を行っている。この分析を紹介することにする。

「先進資本主義社会で、相対的に少数の人々の階級が富の非常に大きな割合を所有している。・・・他方、所有は今や意義を失いつつある事実だ。なぜなら・・・私的富や資源の所有とその実際の管理の間の分離が不断に成長しているからだ、ということが、しばしば論じられてきた。この周知の議論は続ける。管理は、経済生活の極めて重要な領域において、管理者たちの手中に移行した、ないしは移行しつつあり、この管理者たちはせいぜい彼等の指揮する資産の小部分しか自分では所有していない、と。こうして、所有は・・・もはや経済ないし政治権力の決定的要素を生むものではない、と。このことが、生産手段の所有にもとづく『支配階級』の概念のみならず、

★経営学部経営学科教授

『資本家階級』の観念を拒否するためのもう一つの理由である、と言われる⁽²⁾。」さらに続けてミリバンドは言う。「この経営者問題が資本主義の発展における一つの重要な現象であることは、疑いを容れない。……過去数十年間に、少なくとも大規模企業における所有と統制とのこの分離は、資本主義企業の内部組織のもっとも重要な特徴の一つとなったのである⁽³⁾。」このように、資本主義企業においては、所有と経営の分離の傾向が支配的になってきているという主張があり、所有が経済決定の主要な要素ではないことを、ミリバンド自身も認めている。さらに、所有と経営の分離についての議論を、ミリバンドは次のように考察している。

「会社の頂点には、今や、その地位を所有にではなくて、任命や互選に負うところの管理者や支配人が見出されるし、またますます見出されるようになるであろう、ということは本当である。……管理者的要素が個々の株主の統制さらには実効ある圧力からも非常に大きく解放されているということ、そして企業が大きければ大きいほど、その所有権が分散されているほど、この解放の度合がより完璧になる傾向があるということは、長いこと認識されてきた。……管理者的要素はそれが統制している財産の諸所有者の直接的圧力から解放されているというこの種の見解から、これらの管理者が単なる所有者の諸利益とは根本的に異なった、さらにはそれらに敵対的ですらある衝動、利益ないしは動機を持つ一つの明確な経済的社会的集団を構成するという主張までは、ほんの一步にすぎない⁽⁴⁾。」所有権の分散の傾向により、所有者の管理者への統制・圧力が弱まってきているという分析をミリバンドは紹介している。さらに、研究者の主張のなかには、管理者が所有者の諸利益と敵対的となる可能性を示唆するものがあると、ミリバンドは述べている。

このような管理者資本主義の理論を、その理論の古典的名著も引き合いに出しながら、ミリバンドは説明している。「管理者資本主義の理論は、管理者が所有者の考慮以外の考慮によって動かされているという観念にのみ基礎を置いているわけではない。この理論はまた一般的には、内々にあるいはしばしば公然と次のように主張する傾向がある。すなわち、管理者の動機や衝動は、旧型の所有者資本主義よりも、必然的によりよく、より『利己的』でなく、より社会的に『責任を持つ』ものであり、『公共的利益』により密接にかかわるものである、と。こうして管理者資本主義の理論の古典的記述であるバーリとミーネズの『近代会社と私有財産』は、早くも1932年に次のように示唆した。すなわち、もし『会社制度』が生き延びようとするなら、『大会社の「統制権」が純粹

に中立的なテクノクラシー[技術者支配]へと発展し、それが私的貪欲よりは公共政策を基礎に』していると⁽⁵⁾。つまり、管理者資本主義は、旧来の所有者資本主義と比較して、よりよく、利己的でもなく、社会的に責任を有するものであり、公共的利益に資するものである、という見方があることを、ミリバンドは説明しているのである。さらに、専門的管理者のもので、大会社は全体として国民によく奉仕しつつあるという表現をする者もいることを、ミリバンドは言及する⁽⁶⁾。

以上のように所有と経営の分離、管理者資本主義を紹介した上で、ミリバンド自身は、次のように述べ、管理者資本主義が旧来の所有者資本主義と明確に峻別されるものではなく、分離を過大評価する必要はないという見方を示している。「利潤を最大化することで頭が一杯になっている古典的資本主義企業家と、それについて冷静に執着を見せず、公共心に富む専門的経営者という形で描かれる鋭い対照は、前者に対して大いに不当な扱いをしているように思われる⁽⁷⁾。」利潤の極大化志向の資本主義企業家と公共心に富む専門的経営者との対照性の位置づけではたしてよいのか、ということにミリバンドは疑問を呈しているのである。

続けてミリバンドは論を展開する。「現代の管理者は、いかに洗練開化されていようと、悪しき昔の俗物的所有者—企業家と同じように、彼が同時に主人でもあり召使でもある当の制度に内在する至高の諸要求に屈さなければならぬのであって、このような要求のなかで第一にもっとも重要なものは、彼が[最高度に可能な]利潤をあげねばならぬということである。彼の動機や目的がなんであろうと、その動機や目的は、利潤獲得というこの一点における彼の成功を基礎にしてのみ満たされ得るのである。所有者としてであろうと管理者としてであろうと、実業家の単一のもっとも重要な目的は、自分の企業のために『最高度に可能な』利潤を追求し達成することであるに違いない。実際に、高度の知的資源をふんだんに持っているはずの経済的エリートも、この制度の性格からして、それ以外の目的を追求する方法を知らないであろう。というのは、このエリートおよび全ての実業家にとって唯一の準拠枠ではないにしても主要な準拠枠は、個々の会社であり、その会社のためにあげられる利潤であるからである。これこそが、彼等の権力が究極的に奉仕すべきものであり、それには公共の福祉を含むその他一切の考慮が従属させられなければならないのだ。これは企業家や管理者の魂における『利己性』の問題ではなく、むしろ『利己性』は、資本主義的生産様式と彼等が行う政策決定に本来的なものである⁽⁸⁾。」所有者だけではなく、管理者の動機・目的も利潤獲得であり、管理者

が志向する公共の福祉は利潤獲得に従属させられるものである、という見方をミリバンドはしているのである。

利潤追求と社会性との間で揺れ動きが全くないとはいえないということを、ミリバンドは示唆しつつも⁽⁹⁾、次のように断言する。「実際、現代の経営者は、その利潤追求という点で、旧型の企業家よりも一層活発であり得るのであり、その理由は・・・大企業による経済学者、市場分析家、その他の型の専門家やマネジメントコンサルタントの使用が急速にふえていくに伴い、利潤志向的合理性は、ますます代表的な企業行動になっていくからである⁽¹⁰⁾。」このように、旧型の企業家よりも、利潤追求こそが大企業の経営者を規定しているとすらミリバンドは力説する。

このような見方を示したうえで、管理者と株主との関係について、場合によってはぎくしゃくすることがあっても、両者の目指す方向性は一緒であると、ミリバンドは断言する。「管理者統制企業の株主達は彼等の利益が無縁の祭壇で犠牲に供せられることを恐れる理由はないのである。経営者と株主との間に緊張がおこり得るだろうし、時としては紛争にまで発展するかもしれない。例えば、株主は、経営者が配当のことを十分に考えてないとか、あるいは報酬をとりすぎているとか、あるいは利潤をあげることとは直接かつ明白な関係のない目的のためにあまりにたやすく金を使いすぎるとか感ずるかもしれない。経営者の方では、株主が、少なくとも自分の言い分を主張する労を惜しまない株主達が、貪欲で、無知で、近視眼的連中であると感じるかもしれない。しかしこれらは戦略的一致の枠内の戦術的相違であり、そしてともかく株主等が、自分の感ずる不満を実効あらしめるために通常なし得ることは、もちろん自分の持ち株を処分してしまうことを除いては、ほとんどないのである。それがそうであるとしても、深刻に問題になるような意味では、経営者の職能が、その職能を遂行する人々（経営者）を、そのためにその職能が遂行される人々（所有者ないし株主）から疎外させるということは本当ではないという事実は残るのである。この両者の間に存在し得る目的や動機の相違は、基本的な利益の共通性によって打ち消されるのである⁽¹¹⁾。」株主と経営者の間の相違は、戦略的一致の枠内の戦術的相違にしかすぎず、両者の間には基本的利益の共通性がある、とミリバンドはみているのである。

ミリバンドによれば、所有と経営との分離の観念は、あまりにも極端に押し出され過ぎている。というのは、管理者はしばしばその企業における大株主であるからである。アメリカでは経営者階級の大多数は、他の誰よりも株式を所有している。経営者が、自分の持ち株をどう

でもいい利害として扱うということはあるそうにはない。自分が統制する資産から分離された存在としての経営者の絵像は、むしろ誇張である⁽¹²⁾。このように、所有と経営との分離の観念は、誇張されており、あまりそれに拘泥する必要はない、というのがミリバンドの解釈である。

入社して昇進の階段を昇って行った経営者は、株主と比較して報酬が低いというイメージがあるかもしれないが、これについて、ミリバンドは次のように、述べている。「高い報酬は経営者上層の共通の特徴であり、多くの場合まったく非常に高い報酬を得ている⁽¹³⁾。」これは、アメリカでもそうであり、「他の先進資本主義国家における経営者上層は・・・所得ピラミッドの最高頂にいたのである⁽¹⁴⁾。」「これらの国における管理者要素の社会的起源が、高所得、大財産を持つ他の人々のそれと一般的には同一であるということが、指摘されねばならない⁽¹⁵⁾」として、アメリカにおいては、会社の経営者の多数は、中流上層と上流階級の出身であり、イギリスにおいては、すべての経営者層が主としてブルジョアジーの出身である、とミリバンドは強調する⁽¹⁶⁾。そして次のように結論付ける。「先進資本主義が大規模資本主義的所有者から根本的に、あるいは実質的にでも、区別される管理者的法人組織的『新階級』を生み出したという命題は、妥当なものとして受け容れられるべき十分な理由がないように思われる⁽¹⁷⁾。」「経営者は・・・主として財産所有及び専門職業階級の出身である⁽¹⁸⁾。」このように、経営者階級は中流上層と上流階級出身である、つまり、ブルジョアジーの出身であり、社会的出自という観点から、ミリバンドは、経営者階級と所有者階級を区別する必要はないと、分析している。同じ階級の出身である以上、経営者が所有者の利益をないがしろにすることはなく、お互い共通の利益、利害を追求する、というように、ミリバンドは自信を持って見立てている。

第3章 現代のコーポレート・ガバナンス論

(1) 所有と経営の分離

マーク・ベビアは、『ガバナンスとは何か』で、1932年にバーリとミーンズが著した『近代株式会社と私有財産』における、所有と指揮監督との分離の見解を紹介し、それを踏まえて自身の見解を主張している。この分離は、アメリカ社会を対象にはしているが、広く多くの国にも妥当している。企業を所有している株主が、その企業の指揮監督している経営者と別人であることは往々にしてある。この分離は、大企業における株式所有の拡散を反映したものである。個々の株主は、総体として集合的に企業を所有しているのである。株主は、自分たち

が所有している企業の日々の切り回しには、興味を持っていない。企業に何か意味のある影響を及ぼすことができるような時間も、資源も、権力も持ち合わせていないことのほうが多い。したがって、その企業の指揮監督は経営陣に任されることになる。企業の日々の行動を決めるのは、この経営陣である。しかも経営陣は、ほとんどまったく株主の監視を受けることなく企業経営ができる。株主の大半は、自分たちが集団で所有している企業で働くことはほとんどないし、その企業を指揮監督することは皆無である。資本投資に対する見返りとして、利息等を受け取る⁽¹⁹⁾。

(2) プリンシパル＝エージェント理論

この所有と経営の分離から発生したプリンシパル＝エージェント理論についてベビアは次のように所説を述べる。所有者（プリンシパル）と経営陣（エージェント）の間に利害の対立を引き起こす危険性が発生する。プリンシパル（依頼人ないしは本人）はエージェント（代理人）に責任と任務を委託し、エージェントはプリンシパルのために発言し、行動する。当然、任務委託の結果生ずる危険や問題は発生する可能性がある。バーリとミーンズによれば、株主は会社経営を経営陣に委託するだけでなく、経営陣の日々の行動を管理するだけの知識も権力も持ち合わせていない。株主が経営陣の給与を払っている以上、経営陣は株主を満足させなければならないことは言うまでもない。それでも株主は経営陣のやることすべてに目を光らせるわけにはいかないの、経営陣は、株主を十分に満足させつつ、自分たちの利益を追求する隙間を見つけることができるのである⁽²⁰⁾。

さらにベビアは、論を展開する。プリンシパルである株主は、自分たちの代理として行動するより、エージェントである経営陣に権利を委任しているのだ。それでも株主は、経営陣が本当に自分たちの利害や決定に沿って行動してくれるかどうかの確証をもてない。それどころか経営陣は、株主の利害を犠牲にしても追求したい自分たち自身の利害をもっている可能性すらある。たとえば経営陣は、企業利益を株主への配当金を増額するかわりに、会社所有のプライベート・ジェット機や接待用特別室など、自分たちの贅沢なライフスタイルのために使う可能性だってある。加えて、一般的には、株主は経営陣の行動を逐一監視、監督することはできない。したがって、プリンシパルである株主に、自分たちのエージェントとして機能する経営陣が、自分たちの意に沿う行動をとるよう統制することが必要となるし、そのためのメカニズムも必要となる⁽²¹⁾。

(3) 株主主権

このように、ベビアはプリンシパル＝エージェント理論を展開した後、そもそもコーポレート・ガバナンスとは何か、その核心に言及する。コーポレート・ガバナンスにおいては、株主の権利が中心となる原則である。コーポレート・ガバナンスにおける主要な課題は、いかにして株主の権利を適正に守るかである。企業は階層構造をとっているが、その頂点は、企業が株主の利害を無視しないよう、下の階層を統制し、監視・監督するはずのものであった。一般にコーポレート・ガバナンスは、取締役会の監視を受ける中央集権型経営から成っており、取締役会は重役や中間管理職に対して階層的統制を行っていた⁽²²⁾。取締役会による最高経営責任者（CEO）の統制、監視・監督は、今日にいたるも、コーポレート・ガバナンスの重要な側面の一つとなっている。ほとんどの企業には CEO が単独で重要な決定をすることを禁ずる規則があり、重要な決定の場合、事前に取締役会の承認を取りつけることが義務付けられている。CEO は取締役に説明責任を負う。取締役会は、CEO に制裁を加えることも、辞任を迫ることもできるし、解雇することすらできる。取締役会は CEO を監視・監督し、これを統制する。取締役会は、株主の権利と利益を保護する義務を負っているのである。コーポレート・ガバナンスに関する議論は、いまだに取締役会の構造、役割、責任に焦点が当てられている。取締役会の多くは、インサイダーとアウトサイダーから構成されている。アウトサイダーの存在により、インサイダーの間だけの集団思考や馴れ合いが生じることを予防でき、株主の利益を守ることができる。實際上、コーポレート・ガバナンスのどの説明でも、取締役会でアウトサイダーが多数を占めることの重要性が強調されている。アウトサイダーは取締役会の監視役として重要な役割を果たす⁽²³⁾。

河西 勝氏も、コーポレート・ガバナンスは、株主至上権と結びつける議論があると紹介する。コーポレート・ガバナンスの目標を株主の利益向上に結びつける新古典派経済学の問題提起があったとする。株主至上権こそが資本主義の精神であり、このような法人組織ガバナンスの主張は、「株主資本主義」と呼ばれるのであるとする⁽²⁴⁾。

グレアム・トンブソンも、伝統的には株主民主主義という考え方があるという。法人企業は株主によって所有される。すなわち企業は株主の利益になるように運営されるべきである。経営者は、企業経営のために株主から任命され、株主の利益となるよう企業を経営する義務があるというのが伝統的見解である。株主は支配者であるとともに、所有者である。株主に代わって、企業を運営

する一群の経営者たちを選ぶのが株主である。このような株主民主主義という考え方があるのも事実である⁽²⁵⁾。

さて、ベビアの議論に戻すことにする。ベビアは、株主のためのアウトサイダーの重要性を強調するだけでなく、それ以外の方法も取り上げる。仮にアウトサイダーが取締役会で多数を占めていたとしても、必ずしも、株主の権利と利害を特別扱いするとは限らない。取締役会のメンバーが、企業の所有者の思惑や利害を顧みず、自分たち自身の利益を追求してしまうことは、大いにある。そこで、取締役や重役に株を与えることは、彼らも株主になることを意味するので、彼らの利害も株主に近いものになる。取締役や重役の主たる報酬形態として株への依存度を高めることが求められるようになった。同様の方法ですべての社員の利害を株主の利害に近づけさせることもできるようになる。企業が自社株を買い上げ、社員に労働を通じてこれを取得させることに税制優遇措置を与えるという方法である。アメリカの「従業員による株式所有計画」である⁽²⁶⁾。

しかしながら、コーポレート・ガバナンスの議論は、株主と経営陣間のプリンシパル＝エージェント理論を超えた議論も登場してくようになる。ベビアによれば、コーポレート・ガバナンスの課題は、他の行動主体をも巻き込んでいる。企業は、株主や経営陣、従業員、顧客、地域住民など、さまざまなステークホルダーに影響を及ぼしている。企業は、当然ながら、自然や社会的関係の複雑なネットワークの中にはめ込まれているというのが一般の見解である。したがって、ステークホルダー理論は、企業は株主のために利潤を最大化することを追求するだけではなく、それ以外の行動主体の関心や利害にも対応すべきだと示唆している。この見方に従えば、コーポレート・ガバナンスにはより広く一般的な社会的責任も含まれることになる⁽²⁷⁾。

(4) ステークホルダー・ガバナンス

つまり、コーポレート・ガバナンスはステークホルダー理論であるべきだという見解が登場してきている、ということである。それは企業の社会的責任(CSR)につながるものである。ベビアは次のように、論を展開している。企業が業務上の決定を下す際に、自発的に環境要因や社会的要因を考慮に入れる。CSRは企業が公共の利益に積極的に貢献することを意味する。企業にとって評判は重要な資産である。CSRのアプローチの一つにコミュニティ・トレードがある。例えば、ザ・ボディショップ社は、取り残されたコミュニティから持続可能な地産製品を購入し、納入業者の社員に生活できる賃金を保証し、納入業者と長期にわたる関係を構築し、納入

業者が地域共同体の中で持続的成長プロジェクトのイニシアティブをとることを支援した。CSRにはこれとは別に、ビジネス・パートナー間で義務を課し、規範を制定するアプローチもある。たとえば、特定の倫理基準を満たした業者からのみ、原材料その他の物品を購入するというアプローチがこれにあたる。このアプローチに関しても、ザ・ボディショップ社が初期の代表例である。同社の取引上の倫理基準としては、安全で衛生的な労働条件、小児労働は使用しない、労働時間は決して過剰にしない、正社員への道が開けている、ひどい扱いや非人道的扱いはしない、などがある⁽²⁸⁾。

以上のベビアの見解は、CSRのトリプルボトムラインの社会性への配慮につながるものであると読み取ることができるであろう。雇用、機会均等、労働における安全・衛生の確保、特に海外の児童労働の禁止、強制労働の禁止等が、企業のガバナンスにおいて極めて重要であるということである⁽²⁹⁾。労働問題、人権問題を含む社会問題の解決への取組みが各企業には求められている。

河西氏も、コーポレート・ガバナンスには、利害関係者(ステークホルダー)資本主義であるとする議論があると紹介する。企業内部のガバナンスと国家ガバナンスの経路依存性によって、コーポレート・ガバナンスは、利害関係者ガバナンスへと進化していく。アメリカやイギリスでさえ、大会社がもつばら株主の利益の最大化だけに固執していると主張する者は多くない。多くの会社の経営者は分散化する株主の利害にたいしては、超然とすることが多い。コーポレート・ガバナンスは、本来の会社(株主)本位制度からずれている。取締役会は、株主のエージェントとして振る舞うだけでよい、などといったはおれない。むしろ逆に、大規模会社内の平和を実現するためには、しばしば国家ガバナンスや金融システムと結びつきながら、株主価値の最大化を抑制することすら、しなければならない。こうして、経営者は、労働関係を安定化させ、株主利害を労働者利害に従属させるシステムを構築する。ある国では、労働者階級が直接ガバナンス機関の中枢に参与しているところもある⁽³⁰⁾。

ここで現代資本主義国家論に言及しておきたい。現代資本主義国家は階級抑圧機能と公共的社会的機能の二面性があり⁽³¹⁾、これと並行して、あるいはこれと結びつきながら、企業には株主主権型とステークホルダー型のガバナンスがあるということであろう、と推察できる。国家の公共的社会的機能、つまり国家の相対的自律性と結びつきながら、ステークホルダー型ガバナンスが支配的となってきている、と考えることができよう。

広田真一氏は、アメリカやイギリスでは会社は株主のものとする傾向が強いが、フランス、ドイツ、日本で

は、会社はすべてのステークホルダーのものとする傾向があり、当のアメリカでも近年、そのような傾向が現出している、と述べる。2000年代になり、OECDもコーポレート・ガバナンスでは、株主主権型モデルよりもステークホルダー型モデルの方が適切であると考える傾向にある、という⁽³²⁾。

トンプソンも、ステークホルダー民主主義が存在するという。ステークホルダー概念は、企業的意思決定構造に彼らの利益を一体化させることにより、企業組織においていかなる権利からも伝統的に排除されていた人々の利益を創出しようとし、企業の民主主義の範囲を拡大している。この排除された集団には、会社の従業員、株主以外の債権者、顧客、供給業者、地域社会、「国益」、さらには環境保護団体さえも含まれ得た。排除された団体はみな、経営者や所有者とともに、会社とその将来に正当な利害関係を持っており、企業法はこれに関してある程度明確な権利を認めるべきと考えられている。こうして、代表制型の「ステークホルダー民主主義」という新しい形態はステークホルダーの概念によって作られるであろう。

しかし、ステークホルディングについてのどんな広い概念も、関係する多国籍企業側の好意や、会社の「市民的義務」に関心を示す立派な受託者や擁護者の積極的参加に依存するであろう。確かに困難であるものの、一国内だけで活動する企業に比べて多国籍企業は実に二重に困難である。一、ステークホルディングというより民主的な考えを国際的企業に拡大する問題は、まったく克服できないものではない⁽³³⁾。

つまりステークホルダー型民主主義が全く機能しないわけではない、ということである。また、コーポレート・ガバナンスが、CSRと密接に結びつくものであることをトンプソンの見解は示唆している。CSRもステークホルダーとの関係性のなかで定義づけられるものである。CSRとは、企業活動のプロセスに社会的公正性や環境への配慮などを組み込むものである。ステークホルダー（株主、従業員、顧客、環境、コミュニティ etc.）に対しアカウンタビリティを果し、その結果、経済的、社会的、環境的パフォーマンスの向上を目指すことである⁽³⁴⁾。

第4章 考察

（1）管理者資本主義の所有者資本主義との一致性

現代資本主義では、今から100年以上前から、所有と経営の分離が進んでいる。特に大企業では所有の分散化に伴い、その分離度が明確になってきている。そのため、所有者である株主の意向に沿うような経営ではなく

なり、株主の主権、利益が侵害されてきている。その主権、利益を回復しようというのが株主主権、株主至上主義、株主資本主義という考え方である。株主ガバナンスの復権が、コーポレート・ガバナンスの目標であり、真骨頂である。このような形で、コーポレート・ガバナンスが議論されるようになってきた、ことは、これまでみてきたところである。

第2章で先述したように、ネオ・マルクス主義者のミリバンドも、資本主義企業においては、所有と経営の分離の傾向が支配的になってきているという主張があり、所有が経済決定の主要な要素ではないという考え方があることを承知している。所有権の分散の傾向により、所有者の管理者への統制・圧力が弱まってきており、さらに、研究者のなかには、管理者が所有者の諸利益と敵対的となる可能性を示唆するものがあることを、ミリバンドは注視している。

管理者資本主義は、旧来の所有者資本主義と比較して、社会的に責任を有するものであり、公共的利益に資するものである、という見方があり、さらに、専門的管理者のもとで、大会社は全体として国民によく奉仕しつつあるという表現をする者もいることに、ミリバンドは注目している。

つまり、旧来の所有者資本主義の場合は、資本家の階級的利益の最大化の追求が主たる目標であるが、これに対して、管理者資本主義では、企業、特に大企業は公共的利益、社会的利益に資することが多い、という見方があることを、ミリバンドは受け止めつつも、独自の見解を示していることは、第2章で先述した通りである。管理者資本主義も旧来の所有者資本主義と同じ方向性を持っている。管理者資本主義が旧来の所有者資本主義と明確に峻別されるものではなく、分離を過大評価する必要はないというのが、ミリバンドの見方である。利潤の極大化志向の資本主義企業家と公共心に富む専門的経営者との対照性の位置づけに、ミリバンドは疑問を呈し、所有者だけではなく、管理者の目的も利潤獲得であり、管理者が志向する公共の福祉は利潤獲得に従属させられるものである、とミリバンドは断言する。旧型の企業家よりも、利潤追求こそが大企業の経営者を規定しているとすらミリバンドは力説していることは、第2章で紹介した通りである。

所有と経営の分離の進行のなかで、株主の警戒感から、株主主権の回復、株主復権を主張するコーポレート・ガバナンスが議論されるようになってきた。コーポレート・ガバナンスは株主のためのガバナンスでなければならない、と盛んに言われてきた。しかし、昔も今も、コーポレート・ガバナンスは株主のためのガバナンスであ

り、ここから離れることはなかったというのがミリバンドの見解である。管理者資本主義も所有者資本主義も同じ方向性であり、経営者のためのガバナンスも所有者のためのガバナンスも同じ方向性だということである。

たしかに、管理者と株主との関係について、経営者は株主への十分な配当を考えていないのではなど、場合によってはごくしゃくすることがあり、訴訟にまで発展することがあるかもしれない、とミリバンドは述べている。そういうところから株主のためのコーポレート・ガバナンスが提唱されてきたわけであるが、所有者と経営者の目指す方向性は一緒であると、ミリバンドは断言し、所有者の心配・懸念は誇張され過ぎている、という見方を示している。

所有と経営の分離、大企業における所有の分散化から、株主のためのコーポレート・ガバナンスが盛んに提唱されてきたが、所有者資本主義も管理者資本主義も同じ方向性であり、株主の利益は十分に考慮されているとするミリバンドの見解は興味深く、これまで数十年間のコーポレート・ガバナンスの議論のなかでは、ユニークな見解であり、大きな一石を投じるものであると、評価できる⁽³⁵⁾。

(2) 管理者資本主義の有益性

それでは、ミリバンドの企業論のなかには、公共的利益、社会的利益に資する面があるという議論はないのだろうか。ステークホルダー型ガバナンスに通じる要素はないのだろうか。

管理者資本主義は、社会的に責任を有するものであり、公共的利益に資するものである、という見方があり、さらに、専門的管理者のもとで、大会社は全体として国民によく奉仕しつつあるという表現をする者もいることに、ミリバンドは注目していることは、先述の通りである。また、企業の管理者は公共の福祉を志向する傾向性があるとする管理者資本主義論があることも、ミリバンドは注目している。しかし、管理者資本主義も旧来の所有者資本主義と同じ方向性を持っており、管理者が志向する公共の福祉は利潤獲得に従属させられるものであるとミリバンドは述べ、企業の中に公共的利益、社会的利益を資する面があることを、否定しているかのように思える。

しかし、ミリバンドは次のように述べている。「先進資本主義社会には複数の経済エリートが存在するということは、容易に認められるかもしれない。そして先進資本主義の統合化傾向にもかかわらず、これらのエリートは区別された集団および利益を構成し、それらの競争が政治過程に大きな影響を与えるということも。しかしながら、この『エリート多元主義』は、資本主義社会におけ

る分離された諸エリートが、高度の一体性と連帯性を持ち、彼等の特定の相違や不一致をはるかに超える共通の利害と共通の目的を持った支配的経済階級を構成することを妨げるものではない⁽³⁶⁾。」

先進資本主義社会の諸経済エリートの共通の利害、目的があるにしても、経済エリートのなかで区別された集団および利益が存在することを、ミリバンドは認めている。所有者とは違った管理者の利益、目的があることを、示唆しているといえよう。それが、国の政策決定過程に、つまり国家ガバナンスに大きな影響を与えているということであろう。

ミリバンドは資本主義企業ではなく、資本主義国家についてはどのように論じているのだろうか。彼は、現代資本主義国家の二面性を指摘している。支配的な経済的諸利益の保護者であり、擁護者であるにとらえる階級国家の側面がある⁽³⁷⁾。一方で、階級支配の形態と内容を緩和するのに役立つ社会の奉仕者の面があるとする⁽³⁸⁾。階級支配の機能と緩和機能の二面性を現代資本主義国家はもっており、緩和機能の重要性を減じてはいけない、とミリバンドは断言している⁽³⁹⁾。この国家の二面性の指摘と資本主義企業の経済的エリートのなかでの所有者とは違った管理者の利益、目的があるとの示唆は、管理者資本主義と所有者資本主義を、ミリバンドは一度は同一視したとはいえ、所有者資本主義ではくれない、そこからはみ出す管理者資本主義の側面があることを、物語っているといえよう。所有者資本主義の影響を受けつつも、社会的に責任を有し(CSR)、公共的利益に貢献する社会全体の奉仕者としての側面が企業にあることを、読み取ることができる。ミリバンドは明言をしてはいないが、コーポレート・ガバナンスにおいて、管理者資本主義、今日の表現を使用すれば、ステークホルダー型ガバナンス、それが機能していることを否定してはいない。資本主義国家のガバナンスの二面性とそれに連動した資本主義企業のガバナンスの二面性を、ミリバンドの理論から読み解くことができる。

注

- (1) 政治学の分野では、他には、近年、コーポレート・ガバナンスと選挙制度について考察したものもある。比例代表制の国では、投資家保護の傾向は弱く、従業員保護の傾向が強い。多数代表制の国では、投資家保護の傾向が強く、従業員保護の傾向は弱い。M. Pagano, P. Volpin, "The Political Economy of Corporate Governance," *The American Economic Review*, Vol. 95. No. 4 (September, 2005). pp. 1005-1039. また社会民主主義的伝統の有無との関係で、

- コーポレート・ガバナンスを議論した論考がある。
M. J. Roe, *Political Determinants of Corporate Governance* (Oxford: Oxford University Press, 2003) .
- (2) R. Miliband, *The State in Capitalist Society* (New York: Basic Books, Inc., Publishers, 1969). pp. 28-29. 田口富久治訳『現代資本主義国家論』未来社、1970年、40-41頁。
- (3) *Ibid.*, p. 29. 田口訳、41頁。
- (4) *Ibid.*, pp. 30-31. 田口訳、42、43頁。
- (5) *Ibid.*, p. 31. 田口訳、43頁。
- (6) *Ibid.*, p. 32. 田口訳、44頁。
- (7) *Ibid.*, p. 33. 田口訳、45頁。
- (8) *Ibid.*, p. 34. 田口訳、46頁。
- (9) *Ibid.*, p. 34. 田口訳、46-47頁。
- (10) *Ibid.*, pp. 34-35. 田口訳、47頁。
- (11) *Ibid.*, p. 35. 田口訳、47-48頁。
- (12) *Ibid.*, pp. 35-36. 田口訳、48頁。
- (13) *Ibid.*, p. 36. 田口訳、48頁。
- (14) *Ibid.*, p. 36. 田口訳、49頁。
- (15) *Ibid.*, pp. 36-37. 田口訳、49頁。
- (16) *Ibid.*, p. 37. 田口訳、49頁。
- (17) *Ibid.*, pp. 37-38. 田口訳、49-50頁。
- (18) *Ibid.*, p. 39. 田口訳、51頁。
- (19) M. Bevir, *Governance* (Oxford: Oxford University Press, 2012). p. 39. 野田牧人訳『ガバナンスとは何か』NTT出版、2013年、65-67頁。なお、株式会社の所有と経営の分離を指摘した古典的名著が、バーリとミーンズが著した『現代株式会社と私有財産』である。A. A. Berle & G. C. Means, *The Modern Corporation & Private Property* (New Brunswick, New Jersey: Transaction Pub. Reprinted, 1991) . 森 杲訳『現代株式会社と私有財産』北海道大学出版会、2014年。
- (20) Bevir, *op. cit.*, pp. 40-41. 野田訳、67-69頁。
- (21) *Ibid.*, p. 42. 野田訳、71-72頁。
- (22) *Ibid.*, pp. 42-43. 野田訳、72頁。
- (23) *Ibid.*, pp. 43-45. 野田訳、72-75頁。
- (24) 河西 勝「コーポレート・ガバナンス」『北海学園大学経済論集』第51巻第3・4号(2004年3月)、227頁。
- (25) グレアム・トンプソン「多国籍企業と民主的ガバナンス」A. マッグルー編、松下洸 監訳『変容する民主主義』日本経済評論社、2003年、223頁。
- (26) Bevir, *op. cit.*, pp. 46-48. 野田訳、77-80頁。
- (27) *Ibid.*, pp. 48-49. 野田訳、81-82頁。
- (28) *Ibid.*, pp. 49-51. 野田訳、82-85頁。
- (29) 岡本享二『CSR入門』日本経済新聞社、2004年、14-18頁。
- (30) 河西、前掲論文、227-230頁。永野氏によれば、「株主はステークホルダーの一人にすぎず企業の目的を株主価値の最大化に求めないという『多元主義的モデル』や、さらには最終的経営決定権限の一部は従業員に帰属すべきであるという『従業員主権企業論』が構想されてくる。」永野周志「従業員持株制度とコーポレート・ガバナンス」稲上 毅、森淳二朗編『コーポレート・ガバナンスと従業員』東洋経済新報社、2004年所収、212頁。
- (31) 小松敏弘『現代世界と民主的変革の政治学 —ラスキ、マクファースン、ミリバンド—』昭和堂、2005年、53-126頁参照。
- (32) 広田真一『株主主権を超えて』東洋経済新報社、2012年、20-21頁。
- (33) トンプソン、前掲論文、224-225頁。
- (34) 谷本寛治『CSR経営』中央経済社、2004年、2-5頁。花崎正晴氏は、『コーポレート・ガバナンス』のなかで、次のように述べている。「地球規模での環境問題が深刻化しつつあり、また地域における安全、安心および個人の健康、人権などが脅かされかねない状況が広がるなか、CSRとSRIの理念を発展、定着させて、企業の内部者から地域住民さらには人類や地球上のすべての生物を企業活動に関するステイクホルダーであるとみなして、コーポレート・ガバナンスの仕組みやあり方を考えることの重要性は、今後ますます高まっていく」花崎正晴『コーポレート・ガバナンス』岩波書店、2014年、172-173頁。また花崎氏は次のように述べている。「ステイクホルダー型ガバナンスやCSRが重視されているということは、法律上は正當的にみえる株主主権論に基づくガバナンスが、企業活動の広範な影響を考慮した場合には偏狭であり、幅広いステイクホルダーへの配慮がますます重要になることを示唆している。」同書、174頁。
- (35) これについては、近年次のような議論がある。「社会民主主義では、株主と経営者の結びつきを弱める傾向にある。」Roe, *op. cit.*, *Political*

Determinants of Corporate Governance, p. 6. 「社会民主主義は株主ではなく従業員との結びつきを強める方向で働く。アメリカにおける会社のように、経営者と株主を結びつける手段は、強い社会民主主義のところでは、弱められる。」*Ibid.*, p. 8. つまり、アメリカでは、株主と経営者の結びつきが深く、社会民主主義の伝統のあるヨーロッパ大陸諸国では、株主と経営者の結びつきが弱い、ということである。ミリバンドの企業分析は、アメリカ、イギリスだけではなく、ドイツを含むヨーロッパ大陸諸国の企業も対象にしている。ロー（Roe）がいうような傾向にあることは事実であるが、ヨーロッパ大陸諸国の経営者の言動は、ミリバンドがいうように、株主の利益追求を損ねるものではないことは言うまでもない。

(36) Miliband, *op. cit.*, pp. 47-48. 田口訳、60頁。

(37) *Ibid.*, pp. 265-266. 田口訳、302-303頁。

(38) *Ibid.*, p. 266. 田口訳、303頁。

(39) *Ibid.*, p. 266. 田口訳、303頁。